

○ 農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1・2（略）</p> <p>（交付の対象及び交付率）</p> <p>第3 交付対象事業は、交付対象事業は以下に掲げるとおりとし、交付対象事業に係る経費及びその交付率は、別表2の経費の欄及び交付率の欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 地域内農地集積型 (<u>削る</u>) (2) 高収益作物転換型 (3) 未来型産地形成推進条件整備型 (4) スマート農業導入推進型</p> <p>第4（略）</p> <p>（単年度交付限度額）</p> <p>第5 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。</p> $\text{単年度交付限度額} = A + B \times \alpha$ <p>A：（略） B：（略） <u>(削る)</u></p> <p>α：（略） <u>(削る)</u></p> <p>2～4（略）</p> <p>5 交付対象事業者（都道府県及び市町村に限る。）が<u>間接交付対象事業者（実施要綱第5の1に定める事業実施主体のうち、都道府県又は市町村から交付された交付金により実施要綱に基づく事業を実施する者をいう。以下同じ。）</u>に対し、交付対象事業に要する経費の一部について交付をする交付対象事業においては、当該交付対象事業者（都道府県及び市町村に限る。）が<u>間接交付対象事業者</u>に対して交付をする費用の額の範囲内の事業費に限り、2、3及び4の規定を適用する。</p>	<p>第1・2（略）</p> <p>（交付の対象及び交付率）</p> <p>第3 交付対象事業は、交付対象事業は以下に掲げるとおりとし、交付対象事業に係る経費及びその交付率は、別表2の経費の欄及び交付率の欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 地域内農地集積型 (2) <u>農地集積推進型</u> (3) 高収益作物転換型 (4) 未来型産地形成推進条件整備型 (5) スマート農業導入推進型</p> <p>第4（略）</p> <p>（単年度交付限度額）</p> <p>第5 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。</p> $\text{単年度交付限度額} = A + B \times \alpha + \underline{C \times \beta}$ <p>A：（略） B：（略） <u>C：計画に位置付けられた別表2の経費の欄の3に掲げる事業に係る単年度交付限度額算定のための事業費</u></p> <p>α：（略） <u>β：別表2の経費の欄の3に掲げる交付率の欄に定める交付率</u></p> <p>2～4（略）</p> <p>5 交付対象事業者（都道府県及び市町村に限る。）が<u>事業実施主体（前記交付対象事業者が都道府県の場合は市町村を含む。）</u>に対し、交付対象事業に要する経費の一部について交付をする交付対象事業においては、当該交付対象事業者（都道府県及び市町村に限る。）が<u>当該事業実施主体</u>に対して交付をする費用の額の範囲内の事業費に限り、2、3及び4の規定を適用する。</p>

(申請手続)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金等の交付を受けようとする者は、別表4の交付決定者の欄に掲げる者(以下「交付決定者」という。)に交付申請書を提出しなければならない。

2 (略)

第7 (略)

(交付決定の通知)

第8 交付決定者は、第6第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金等を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、交付対象事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第6第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(交付申請の取下げ)

第9 交付対象事業者は、第6第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第8第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第10 交付対象事業者(地方公共団体以外の交付対象事業者に限る。)は、交付対象事業の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。

2 交付対象事業者(地方公共団体以外の交付対象事業者に限る。)は、交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 交付対象事業者(地方公共団体以外の交付対象事業者に限る。)は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第11 交付対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更は除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除く。

(3) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(申請手続)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金等の交付を受けようとする者は、別表4の交付決定者の欄に掲げる者(以下「交付決定者」という。)に交付申請書正副2部を提出しなければならない。

2 (略)

第7 (略)

(交付決定の通知)

第8 交付決定者は、第6第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金等を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、交付対象事業者に対しその旨を通知するものとする。

(新設)

(交付申請の取下げ)

第9 交付対象事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第10 交付対象事業者(地方公共団体以外の交付対象事業者に限る。)は、交付対象事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届け出なければならない。

2 交付対象事業者(地方公共団体以外の交付対象事業者に限る。)は、交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 交付対象事業者(地方公共団体以外の交付対象事業者に限る。)は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第11 交付対象事業者は、交付規則第3条第1号の規定に基づき、交付決定者の承認を受けようとする場合は、別記様式第3号による変更承認申請書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

2 交付対象事業者は、前項に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第12 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 計画相互間の経費の額の流用
- (2) 交付対象事業者の名称の変更
- (3) 第3の(1)から(2)への事業の変更
- (4) 第3の(3)における交付対象事業者に係る事業費の20%を超える増又は国庫補助金等の増
- (5) 第3の(3)における交付対象事業者に係る事業費又は国庫補助金等の20%を超える減

(事業遅延の届出)

第13 交付対象事業者は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(概算払の請求)

第14 交付対象事業者は、交付金等の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第5号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 交付対象事業者は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付対象事業者に交付しなければならない。

(状況報告)

第15 交付対象事業者は、交付金等の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号により概算払請求書を提出した場合には、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付対象事業者に対して当該交付事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第16 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、交付対象事

(新設)

2 交付決定者は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第12 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 計画相互間の経費の額の流用
- (2) 交付対象事業者の名称の変更
- (3) 第3の(1)から(3)への事業の変更
- (4) 第3の(4)における交付対象事業者に係る事業費の20%を超える増又は国庫補助金等の増
- (5) 第3の(4)における交付対象事業者に係る事業費又は国庫補助金等の20%を超える減

(事業遅延の届出)

第13 交付対象事業者は、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付対象事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付対象事業の遂行が困難となった理由及び交付対象事業の遂行状況を記載した書類正副2部を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

(新設)

(概算払の請求)

第14 交付対象事業者は、交付金等の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を交付決定者に設置されている官署支出官に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(新設)

(状況報告)

第15 交付対象事業者は、交付金等の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第5号による事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第4号による概算払請求書を提出した場合には、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付対象事業者に対して当該交付事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第16 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、交付対象事

業者は、交付対象事業が完了したとき（第11第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

2 交付対象事業者は、交付対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

3 第6第2項のただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第6第2項のただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第17第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（交付金等の額の確定等）

第17 交付決定者は、第16第1項の規定による実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金等の額を確定し、交付対象事業者に通知するものとする。

2・3（略）

（額の再確定）

第18 交付対象事業者は、第17第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金に係る事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金に係る事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第16第1項に準じて提出するものとする。

2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第17第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第17第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第19 交付決定者は、第11第1項の規定による交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1)～(3)（略）

(4) 間接交付対象事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合

業者は、交付対象事業を完了したときは、その日から、1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

（新設）

2 第6第2項のただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第6第2項のただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第17第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（交付金等の額の確定等）

第17 交付決定者は、第16第1項の規定による実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金等の額を確定し、交付対象事業者に通知するものとする。

2・3（略）

（新設）

（交付決定の取消等）

第18 交付決定者は、第11の規定による交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1)～(3)（略）

（新設）

(5) 間接交付対象事業者が、間接交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) (略)

2 (略)

3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金等の返還及び前項の加算金の納付については、第17第3項の規定(括弧書を除く。)を準用する。

(財産の管理等)

第20 (略)

(財産の処分の制限)

第21 (略)

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第6第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第8第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第22 交付対象事業者は、交付事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付決定者に報告しその指示を受けなければならない。

(交付金の経理)

第23 (略)

2 (略)

(新設)

(4) (略)

2 (略)

3 交付決定者は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金等の返還及び前項の加算金の納付については、第17第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第19 (略)

(財産の処分の制限)

第20 (略)

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

3 (略)

(新設)

4 前項の承認について、第19第2項の規定を準用する。

(新設)

(交付金の経理)

第21 (略)

2 (略)

3 交付対象事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係資料を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第24に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第24 交付対象事業者（地方公共団体の交付対象事業者に限る。）は、当該交付対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による交付金等調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第25 交付対象事業者は、第6第1項の規定による交付の申請、第9の規定による申請の取下げ、第11第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第14の規定による概算払の請求、第15の規定による状況報告、第16第1項による実績報告、第16第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。

ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 交付対象事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3 交付決定者は、第1項の規定により交付申請等が行われた交付対象事業者に対する通知、承認、指示、命令については、交付対象事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

4 交付対象事業者が第2項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接交付金交付等の際付すべき条件)

第26 交付対象事業者（都道府県及び市町村に限る。以下同じ。）は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第10から第13、第15、第16、第18から第20まで、第22及び第23（間接交付対象事業者が市町村の場合は、本要綱第11から第13まで、第15、第16、第18から第20まで及び第22から第24まで）の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。

(2) 間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、交付決定者の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

3 交付対象事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係資料を整備保管しなければならない。

(新設)

(交付金調書)

第22 交付対象事業者（地方公共団体の交付対象事業者に限る。）は、当該交付対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第9号による交付金等調書を作成しておかなければならない。

(新設)

(間接交付金交付等の際付すべき条件)

第23 交付対象事業者（都道府県及び市町村に限る。）は、間接交付対象事業者（別表1に掲げる交付対象事業者のうち都道府県及び市町村以外。ただし、前記交付対象事業者が都道府県の場合は市町村を含む。）に交付金を交付するときは、本要綱第10から第22まで（間接交付対象事業者が市町村の場合は、本要綱第11から第22まで）の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(新設)

(新設)

ただし、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により交付対象事業者による間接交付金の交付の決定をもって交付対象事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による交付対象事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を交付対象事業者に納付させることがあること。

2 交付対象事業者は、間接交付対象事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

3 交付対象事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。

4 交付対象事業者は、第1項第3号により間接交付対象事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

6 交付対象事業者は、間接交付事業に関して、間接交付対象事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

別表1（第1関係）

交 付 対 象 事 業 者	
1	(略)
2	農業法人（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であつて、認定農業者又は事業完了年度までに認定農業者となることが確実と見込まれる団体に限る。）及び多面実施要綱別紙6に規定する活動組織のうち、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす者 (1)・(2) (略)
	(削る)
3	第3の(3)の事業については民間団体、茶生産者団体又は協議会（農村振興局長及び生産局長が別に定める者）

別表1（第1関係）

交 付 対 象 事 業 者	
1	(略)
2	農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）、特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条4項に規定する特定農業法人をいう。）及び多面実施要綱別紙6に規定する活動組織のうち、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす者 (1)・(2) (略)
3	第3の(2)の事業については都道府県
4	第3の(4)の事業については民間団体、茶生産者団体又は協議会（農村振興局長及び生産局長が別に定める者）

別表2（第3関係）

経費	交付率
(略)	
1 (略)	(略)
2 (略)	(略)
(削る)	(削る)

別表3（第3関係）

地域等	交付率
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
<u>(1) 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。）</u>	(略)
<u>(2) 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島をいう。以下同じ。）</u>	
<u>(3) 特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）</u>	
<u>(4) 振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）</u>	
<u>(5) 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第〇号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特定市町村」という。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7</u>	

別表2（第3関係）

経費	交付率
(略)	
1 (略)	(略)
2 (略)	(略)
<u>3 実施要綱別表の区分の欄の3の事業</u>	<u>当該交付対象事業費の1/2以内</u>

別表3（第3関係）

地域等	交付率
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
<u>離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に基づき指定された地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から平成16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。）を含む。）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域、急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。））又は棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域</u>	(略)

条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特別特定市町村」という。）を含む。）をいう。以下同じ。）

(6) 特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）

(7) 急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。以下同じ。）

(8) 指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）

(備考1) 特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和8年度までの間の交付率を、実施要綱第14の2による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては55%、令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては54%、令和6年度にあつては53%、令和7年度にあつては52%、令和8年度にあつては51%とする。

(備考2) 特別特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行う事業については、令和3年度から令和9年度までの間の交付率を、実施要綱第14の2による事業採択があった年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては55%、令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては55%、令和6年度にあつては54%、令和7年度にあつては53%、令和8年度にあつては52%、令和9年度にあつては51%とする。

別表4（第4及び第6第1項関係）

事業名	交付対象事業者の区分	交付決定者
1 農地耕作条件改善事業交付金 (1) 地域内農地集積型 (削る)	(略)	(略)
(2) 高収益作物転換型	(略)	(略)
(3) スマート農業導入推進型	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)

(新設)

(新設)

別表4（第4及び第6第1項関係）

事業名	交付対象事業者の区分	交付決定者
1 農地耕作条件改善事業交付金 (1) 地域内農地集積型	(略)	(略)
(2) 農地集積推進型	(略)	(略)
(3) 高収益作物転換型	(略)	(略)
(4) スマート農業導入推進型	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)

別記様式第1号（第6関係）

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金等交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

（別表4に定める交付決定者名を記入）

住所
団体名
代表者 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第6の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1（略）

2事業の内容及び計画

区分	事業実施期間	事業内容	備考
〇〇地区 地域内農地集積型 、 高収益作物転換型 (削る) ――	(略)	(略)	(略)
未来型産地形成推進条件整備型 又は スマート農業導入推進型			
△△地区 地域内農地集積型 、 高収益作物転換型 (削る) ――	(略)	(略)	(略)

別記様式第1号（第6関係）

令和〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金等交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

（別表4に定める交付決定者名を記入）

住所
団体名
代表者 氏 名 印

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第6の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1（略）

2事業の内容及び計画

区分	事業実施期間	事業内容	備考
〇〇地区 地域内農地集積型 、 高収益作物転換型 ―― <u>農地集積推進型</u>	(略)	(略)	(略)
未来型産地形成推進条件整備型 又は スマート農業導入推進型			
△△地区 地域内農地集積型 、 高収益作物転換型 ―― <u>農地集積推進型</u>	(略)	(略)	(略)

未来型産地形成推進条件整備型
又は
スマート農業導入推進型

3 (略)
4 事業完了予定年月日 ○○年○○月○○日
5 収支予算
(1) (略)
(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
A 地域内農地集積型 、 B 高収益作物転換型 、 (削る) C 未来型産地形成推進条件整備型 又は D スマート農業導入推進型 (略)	円	円	円	円	

6 添付資料
(1) ~ (4) (略)

(注) 1 変更承認申請又は実績報告にあっては、添付資料の提出を省略することができる。ただし、既に提出した添付資料に変更があった場合は、この限りでない。
2 添付書類のうち(2) ~ (4)については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙1 地区別経費の配分及び負担区分 (○年度交付申請分)

表 (略)
1 (略)
2 「計画区分」欄には、地域内農地集積型は「1」、高収益作物転換型は「2」、スマート農業導

未来型産地形成推進条件整備型
又は
スマート農業導入推進型

3 (略)
4 事業完了予定年月日 令和○○年○○月○○日
5 収支予算
(1) (略)
(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
A 地域内農地集積型 、 B 高収益作物転換型 、 C 農地集積推進型 、 D 未来型産地形成推進条件整備型 又は E スマート農業導入推進型 (略)	円	円	円	円	

6 添付資料
(1) ~ (4) (略)

(注) 変更承認申請又は実績報告にあっては、添付資料の提出を省略することができる。ただし、既に提出した添付資料に変更があった場合は、この限りでない。
(新設)

別紙1 地区別経費の配分及び負担区分 (令和○年度交付申請分)

表 (略)
1 (略)
2 「計画区分」欄には、地域内農地集積型は「1」、高収益作物転換型は「2」、農地集積推進型

入推進型は「3」を記載する。

3 「定額・定率の区分」欄には、定額助成は「1」、定率助成は「2」を記載する。

4 「事業番号」欄には、実施要綱別表の事業種類ごとに番号を記載する。なお付番は以下のとおり。

○定額助成
(略)

○定率助成
(略)

(削る)
(削る)

5～17 (略)

別紙2 (略)

別記様式第2号 (第10関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[(間接) 交付対象事業者] 殿

住所
商号又は名称
代表者 氏 名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加 又は申込み に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1)～(注3) (略)

(注4) 間接補助事業者に対する申し立ての場合であって、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号 (第11関係)

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金等変更等承認申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

は「3」、スマート農業導入推進型は「4」を記載する。

3 「定額・定率の区分」欄には、定額助成は「1」、定率助成は「2」、農地集積推進助成は「3」を記載する。

4 「事業番号」欄には、実施要綱別表の事業種類ごとに番号を記載する。なお付番は以下のとおり。

○定額助成
(略)

○定率助成
(略)

○農地集積推進助成
30：農地集積推進支援

5～17 (略)

別紙2 (略)

別記様式第2号 (第10関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[交付対象事業者] 殿

住所
商号又は名称
代表者 氏 名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1)～(注3) (略)

(新設)

別記様式第3号 (第11関係)

令和〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金等変更等承認申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

(別表4に定める交付決定者名を記入)

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金等の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更(中止又は廃止)し【交付金等〇〇〇円の追加交付(減額承認)を受け】たいので、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第11の規定に基づき申請する。

記

(略)

別記様式第4号(第13関係)

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金遅延届出書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

(別表4に定める交付決定者名を記入)

代表者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)ため、農地耕作条件改善事業交付要綱第13の規定に基づき届け出ます。

記

1 交付対象事業が(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)理由

2 交付対象事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定 年月日	
	円	円	%	円		

(別表4に定める交付決定者名を記入)

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金等の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更(中止又は廃止)し【交付金等〇〇〇円の追加交付(減額承認)を受け】たいので、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第11の規定に基づき申請する。

記

(略)

(新設)

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注2) 交付事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第5号 (第14関係)

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金等概算払請求書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿 [※]

(別表4に定める交付決定者名を記入)

官署支出官 〇〇農政局総務部長 殿

(第14第1項に定める官署支出官名を記入)

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金等の交付決定通知のあった事業について、【農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第15の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。】

【また、併せて】同要綱第14の規定により、金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

(略)

別記様式第6号 (第15関係)

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金等事業遂行状況報告書

番 号

別記様式第4号 (第14関係)

令和〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金等概算払請求書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿 [※]

(別表4に定める交付決定者名を記入)

官署支出官 〇〇農政局総務部長 殿

〔未来型産地形成推進条件整備型の交付対象事業者、北海道（道内市町村を含む。）及び北海道内に主たる事務所が所在する交付対象事業者にあつては

農林水産大臣 [※]

官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官

北陸農政局、東海農政局、近畿農政局又は中国四国農政局管内の府県（府県内市町村を含む。）及び府県内に主たる事務所が所在する交付対象事業者にあつては

〇〇農政局長 [※]

官署支出官 〇〇農政局総務管理官

沖縄県（県内市町村を含む。）及び

沖縄県内に主たる事務所が所在する交付対象事業者にあつては

内閣府沖縄総合事務局局長 [※]

官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金等の交付決定通知のあった事業について、【農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第15の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。】

【また、併せて】同要綱第14の規定により、金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

(略)

別記様式第5号 (第15関係)

令和〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金等遂行状況報告書

番 号

年 月 日

交付決定者 殿
(別表 4 に定める交付決定者名を記入)

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金等の交付決定通知のあった事業について、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第15の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。

記
(略)

別記様式第7号 (第16第1項関係)

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金等実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿
(別表 4 に定める交付決定者名を記入)

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金等の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第16第1項の規定により、その実績を報告する。

【また、併せて精算額として交付金等〇〇〇円の交付を請求する。】

記

(注) 1・2 (略)

3 添付資料については、支払経費ごとに内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は別記様式第1号の交付金等調書の写し及び契約書の写し(ただし、間接交付事業に係るものについては、契約書の写しの添付は要しない)等を添付し、経費以外のものは、交付金等交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。

年 月 日

交付決定者 殿
(別表 4 に定める交付決定者名を記入)

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金等の交付決定通知のあった事業について、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第15の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。

記
(略)

別記様式第6号 (第16第1項関係)

令和〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金等実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿
(別表 4 に定める交付決定者名を記入)

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金等の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第16第1項の規定により、その実績を報告する。

【また、併せて精算額として交付金等〇〇〇円の交付を請求する。】

記

(注) 1・2 (略)

3 添付資料については、支払経費ごとに内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は別記様式第9号の交付金等調書の写し及び契約書の写し(ただし、間接交付事業に係るものについては、契約書の写しの添付は要しない)等を添付し、経費以外のものは、交付金等交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。

別紙3 地区別経費の配分及び負担区分（○年度交付申請分）

表（略）

- 1（略）
- 2 「計画区分」欄には、地域内農地集積型は「1」、高収益作物転換型は「2」、スマート農業導入推進型は「3」を記載する。
- 3 「定額・定率の区分」欄には、定額助成は「1」、定率助成は「2」を記載する。
- 4 「事業番号」欄には、実施要綱別表の事業種類ごとに番号を記載する。なお付番は以下のとおり。
○定額助成（略）
○定率助成（略）
（削る）
（削る）
- 5～17（略）

別紙4（略）

別記様式第8号（第16第2項関係）

○○年度農地耕作条件改善事業交付金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

（別表4に定める交付決定者名を記入）

代表者 氏 名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第16第2項の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業 に要する 経費	国庫補 助金	(A)の うち年 度内支	概算払受 入済額	(A)のう ち未支出 額	翌年度繰 越額	

別紙3 地区別経費の配分及び負担区分（令和○年度交付申請分）

表（略）

- 1（略）
- 2 「計画区分」欄には、地域内農地集積型は「1」、高収益作物転換型は「2」、農地集積推進型は「3」、スマート農業導入推進型は「4」を記載する。
- 3 「定額・定率の区分」欄には、定額助成は「1」、定率助成は「2」、農地集積推進助成は「3」を記載する。
- 4 「事業番号」欄には、実施要綱別表の事業種類ごとに番号を記載する。なお付番は以下のとおり。
○定額助成（略）
○定率助成（略）
○農地集積推進助成
30：農地集積推進支援
- 5～17（略）

別紙4（略）

（新設）

	(A)	出済額				
	円	円	円	円	円	円
翌年度繰越分						
地域内農地集積型						
高収益作物転換型						
未来型産地形成推進条件整備型						
スマート農業導入推進型						
年度内完了分						
地域内農地集積型						
高収益作物転換型						
未来型産地形成推進条件整備型						
スマート農業導入推進型						

- 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、交付金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第9号（第16第4項関係）

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金等の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

（別表4に定める交付決定者名を記入）

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知があった事業について、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第16第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金等の額の確定額 金 円

別記様式第7号（第16第3項関係）

令和〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金等の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

（別表4に定める交付決定者名を記入）

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知があった事業について、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第16第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金等の額の確定額 金 円

(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)
2～6 (略)

別記様式第10号 (第23関係)

財産管理台帳

(略)

別記様式第11号 (第24関係)

〇〇年度
農林水産省所管

農地耕作条件改善事業交付金等調書

(略)

(令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)
2～6 (略)

別記様式第8号 (第21関係)

財産管理台帳

(略)

別記様式第9号 (第22関係)

令和〇〇年度
農林水産省所管

農地耕作条件改善事業交付金等調書

(略)

附 則 (令和3年〇月〇日付け2農振第〇〇号)

- 1 この通知は、令和3年〇月〇日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。